

寝屋川市立市民体育館指定管理者選定までの経過

1 指定管理者の候補者等

- (1) 施設の名称 寝屋川市立市民体育館
- (2) 団体の名称 特定非営利活動法人寝屋川市スポーツ振興連盟
大阪府寝屋川市葛原1丁目13番2号
会長 谷川 義文(たにがわ よしふみ)
- (3) 指定の期間 平成30年4月1日～平成35年3月31日まで(5年間)

2 応募状況

(1) 説明会への参加数（平成29年8月21日実施）

株式会社	NPO 法人	財団法人	合計
0	1	0	1

(2) 申請書の提出数（受付期間 平成29年8月25日～8月31日）

株式会社	NPO 法人	共同事業体	合計
0	1	0	1

3 指定管理者選定委員会（平成29年9月5日設置）

(1) 選定委員会の構成（計5人）

ア 公募による一般市民	1人
イ 経営に関する知識を有する者	1人
ウ 学識経験を有する者	1人
エ 寝屋川市社会教育委員	1人
オ 社会教育部部長	1人

(2) 選定委員会開催経過

ア 第1回（平成29年9月5日）

委員長の選出、副委員長の指名、申請者加点の承認、第1次審査(書類審査)及び第2次審査(プレゼン・ヒアリング審査)の選定基準・選定方法の確認及び決定、採点方法の確認及び決定

イ 第2回（平成29年9月25日）

第1次審査結果の確認と総括、第2次審査の実施と結果の確認、指定管理候補者としての意見交換・審議、選定委員会報告書作成

(3) 審査基準及び審査結果

寝屋川市立市民体育館条例施行規則第4条の規定により寝屋川市立市民体育館（以下「市民体育館」という。）の管理を行うに最も適当と認める団体（候補者）を選定するため、加点の承認及び第1次審査、第2次審査を実施した。

ア 申請者への加点の提示及び選定委員会による承認

平成29年度7月に改定された「指定管理者制度の導入及び運用指針」に基づき、教育委員会より申請者への加点に関する説明を受け、選定委員会として以下のとおり加点を承認された。

(ア) 「団体の活動拠点が市内に在ること」の加点

申請者は市内に団体の活動拠点があることの提示を受け、5%の加点が了承された。

(イ) 「当該施設に係る管理運営の実績」による加点

申請者の現指定管理者としての実績検証結果については、平成25年度から平成27年度は、いずれも47項目中46項目（97.9%）が適正であり、また平成28年度は100%適正であることから運用指針内の表より評価B以上を確定する提示を受け了承された。

次に、管理運営実績報告書記載内容について、教育委員会による審査の結果、評価は10項目中9項目が適正であることから評価はSであることの提示を受け、10%の加点が了承された。

(ウ) 加点の決定

上記①、②について、選定委員会で承認し、100点満点の15%の加点となり、第1次審査の点数に15点を加点することを決定した。

イ 第1次審査（書類審査）

(ア) 審査基準（審査項目）

安定した管理運営を行う経営状態と実績があること

- a 施設を効果的に管理運営できる提案が優れていること
- b 積極的な広報活動が行なわれ、集客促進策が優れていること
- c 維持管理に係る方針及び取組みの提案が優れていること
- d 事業の実施について明記されており、スポーツ振興・団体育成など設置目的が効果的に果たされる事業提案があること。
- e 記載内容（見積り金額等）が適正であり経費縮減が図られていること
- f 施設の設置目的に合った運営スタッフの配置が適正であること
- g 職員研修が適正かつ効果的に行われる見込みがあること
- h 個人情報保護、情報公開の取組みが適正であること、危機管理対策が適正であること
- i 総合的に見て提案内容が優れていること

(イ) 配点及び合格最低点

上記、各項目 10 点満点 合計 100 点満点とし、選定委員 5 人の平均点を当該団体の得点として第 1 次審査（書類審査）を行った。

合計点（100 点）の合格最低点を 7 割の 70 点、項目に 1 つでも C 評価（0 点～3 点）があれば不合格とした。

(ウ) 審査結果

項 目	配 点	寝屋川市 スポーツ振興連盟
申請団体概要	10	9.6
基本方針及び運営計画	10	8.6
広報活動、集客促進策	10	8.8
施設の維持管理に係る方針及び取組みの提案	10	8.8
事業計画	10	8.4
収支予算書	10	8.6

人員配置計画	10	8.6
職員研修計画	10	8.6
個人情報保護及び情報公開、 危機管理対策	10	8.8
総合評価	10	9.2
合計点	100	88

合計得点及び項目ごとの得点が合格最低点以上であるため、合格とした。

第1次審査（書類審査）の総得点

結果、申請団体は103点／100点であったため、第1次審査合格とした。

	第1次審査	加点	総得点
点数	88	15	103／100

ウ 第2次審査（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）

(ア) 審査基準（審査項目）

プレゼンテーション審査	1 指定管理者としての抱負、5年間のビジョンについて (代表者) 2 自主事業計画について（館長予定者）
ヒアリング審査	1 指定管理者指定申請の動機について 2 市民体育館の管理について 3 市民体育館の運営について 4 人的課題について 5 収支について 6 総合的評価について

(イ) 配点及び合格最低点

配点については、上記1～5が各15点、6については25点の合計100点満点とし、第2次審査(プレゼン・ヒアリング審査)を行った。

合格最低点は委員5名の平均点が7割の70点以上であることとした。

(ウ) 審査結果

項目No.	項 目	配点	寝屋川市
-------	-----	----	------

			スポーツ振興連盟
1	指定管理者指定申請の動機について	15	13.6
2	市民体育館の管理について	15	13.2
3	市民体育館の運営について (自主事業を含む)	15	12.8
4	人的課題について	15	12.8
5	収支について	15	13.2
6	総合的評価	25	21.8
合 計 点		100	87.4

第2次採点審査の結果、申請団体は87.4点／100点であった。7割の70点以上の合格最低点を越えた。

(4) 選定結果

特定非営利活動法人スポーツ振興連盟は合格最低点以上であり、委員全員による意見交換を行った結果、指定管理者候補者として選定した。

4 寝屋川市立市民体育館指定管理者の指定

寝屋川市教育委員会は、選定委員会の選定結果を受け、特定非営利活動法人スポーツ振興連盟を指定管理者の候補者として決定し、平成29年12月市議会にて指定管理者の指定について、議決を得て、平成29年12月20日に告示した。